

平成 29 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 9 月 1 2 日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 9 月 1 2 日（火）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （12 名）
2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅 4 番 中西 友子
5 番 前川さおり 6 番 小林 豊 7 番 井上 容子
8 番 北川 雅紀 9 番 北 守 10 番 坪井 信義
11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚 13 番 奥川 直人
- 5 欠席議員 1 番 中村 長男
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副 町 長 小林 一雄 教 育 長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健 総合戦略課長 林 裕紀 総 務 課 長 中村 元紀
税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 西野 公啓 産業振興課長 中世古憲司
建 設 課 長 東 博明 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 中西 豊
病院老健事務局長 田村 優
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 文彦
- 8 議事日程
第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 5 議案第 4 2 号 平成 28 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
第 6 議案第 4 3 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 7 議案第 4 4 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 8 議案第 4 5 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 9 議案第 4 6 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 10 議案第 4 7 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第11 | 議案第48号 | 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 議案第49号 | 平成28年度玉城町病院事業会計決算の認定について |
| 第13 | 議案第50号 | 平成28年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第14 | 議案第51号 | 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| 第15 | 議案第52号 | 平成28年度玉城町下水道事業会計決算の認定について |
| 第16 | 議案第53号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第17 | 議案第54号 | 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について |
| 第18 | 議案第55号 | 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第2号） |
| 第19 | 議案第56号 | 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第20 | 議案第57号 | 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第21 | 議案第58号 | 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第22 | 議案第59号 | 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第23 | 請願第1号 | 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願 |
| 第24 | 請願第2号 | 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願 |
| 第25 | 請願第3号 | 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願 |
| 第26 | 請願第4号 | 防災対策の充実を求める請願 |

開 会 （午前9時00分）

開議の宣告

○議長（中瀬 信之） ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。

よって、平成29年第5回玉城町議会定例会を開会します。

今期定例会に中村長男議員から会議規則第2条の規定に基づき欠席届が提出しておりますので、ご報告します。

開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 平成29年第5回玉城町議会定例会開会にあたりまして一言挨拶を申し上げます。

ただ今は、小林豊議員、風口 尚議員のご両名が長期町議の表彰を受けられましたこと、心からお喜びを申し上げる次第でございます。引き続き町政発展のために、尽くしていただきたいと願うわけであります。さて平素から議員の皆様方には、玉城町の町政推進に格別のご支援をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げます。おかげさまで平成 29 年度上半期が終了いたしまして、いよいよ 29 年度下半期に掛かるわけでありますが、ほぼ順調に事業を執行させていただいている次第でございます。引き続き宜しくお願いを申し上げます。さて、今期定例会ではご案内のように平成 28 年度におきますところの各会計の決算認定、および平成 29 年度の各会計の補正予算が主なものとして、提案をさせていただきとるわけでございます。なにとぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之）これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により議長において

7 番 井上 容子 君 8 番 北川 雅紀 君

の 2 名を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（中瀬 信之）次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 9 月 22 日までの 11 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から 9 月 22 日までの 11 日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第 3 諸報告

○議長（中瀬 信之）次に、日程第 3 諸報告をします。

報告第 8 号 平成 28 年度玉城町一般会計、特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書、報告第 9 号 平成 28 年度玉城町公営企業会計決算審査意見書、報告第 10 号 平成 28 年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び平成 28 年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、報告第 11 号 例月出納検査結果報告書、平成 29 年 5 月分、ないし

7月分の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

◎日程4 議案の審議

○議長（中瀬 信之）次に、日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。人権意識を高めるため、前川嘉宏氏を人格、識見共に適任と考え、人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終ります。

本案については討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第5 議案第42号 平成28年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし、日程第15 議案第52号 平成28年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 42 号 平成 28 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

はじめに、最近の県内の経済動向を見ますと、個人消費は一部に弱い動きがみられるものの、生産は持ち直し、雇用は高水準で推移しているとありますが、まだまだ好景気が実感できるまでにはいたっていないと感じます。

さて、平成 28 年度は、第 5 次玉城町総合計画「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」後期基本計画の始まりの年として進めてまいりました。また、人口減少克服・少子高齢問題に特化した「玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本格稼働させました。

決算の概要につきましては、歳入総額 59 億 9 千 531 万 7757 円に対し、歳出総額は 57 億 9 千 886 万 6375 円で、歳入歳出差引額は 1 億 9 千 645 万 1 千 382 円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は 1 億 6 千 779 万 7382 円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は 19 億 7 千 282 万 188 円で、前年度比 3.3%減となりました。

地方交付税は 13 億 338 万 6000 円で前年度比 5.3%減となりました。ふるさと応援寄附金は、1 億 348 万 9000 円となりました。昨年度も全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

次に、歳出の状況ですが、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」として、主な取り組みは、下外城田地区の児童クラブ室施設を新築、下外城田保育所に保育所型認定子ども園の設置、小学校での英語コミュニケーション力向上事業及び理科授業の強化を実施しました。

「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」として、主な取り組みは、玉城町元気づくりシステムの導入、20 歳の歯科検診の実施、保健福祉会館に太陽光パネルと蓄電池の設置、ふれあいホールの天井脱落対策、農村地域防災減災事業の実施をしました。

「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」として、主な取り組みは、まず、農業振興において、玉城産豚の高付加価値、ブランド化、6 次産業化の支援、特産松阪牛素牛導入支援、特定戦略作物実証事業、人・農地プラン、農地中間管理事業の推進、多面的機能支払活動の支援を実施しました。

また、地域振興においては、商工会と連携し、創業支援事業計画の策定、各市町との広域連携による産業観光振興政策を実施しました。

「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」としては、主な取り組みは、文化財である田丸城跡石垣修復工事、玄甲舎の修復に向けた実施設計及び調査測量の実施、ま

た、景観形成として、田丸駅前駐輪場の整備、各集落内の道路の改修や安全施設整備を行いました。

最後に協働のまちづくりについて、持続可能なまちの経営に向けて、財源の確保に努めつつ、必要なものに重点投資する財政運営を進めてまいりました。

引き続き、第5次玉城町総合計画後期基本計画「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」並びに、玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略「家族でずっと暮らしたくなるまち たまき」を目指して町政運営に努めてまいります。

なお、詳細は、会計管理者から説明いたさせます。

議案第43号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成28年度は、被保険者数の減少などにより保険給付費は前年比11.4%の減少となりました。

生活習慣病等に着眼した特定健診・特定保健指導に積極的に取り組み、引き続き医療費の適正化、被保険者の健康維持増進をはかりつつ、平成30年度からの広域化に向け健全運営にも努めていきたいと考えています。

さて、平成28年度決算の歳入総額は、19億680万4530円で、加入者が納めた保険料は、歳入全体の19.6%にあたる3億7千285万9157円でした。現年度の保険料の収納率は95.5%で、昨年より0.1ポイント、上回りました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

その他、一般会計から1858万9395円の法定外繰入を行いました。歳出総額は、16億5368万9728円で、このうち、保険給付費は9億1966万6967円、保健事業の支出額は2743万7676円となっています。歳入歳出差し引き、2億5311万4802円としています。なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

議案第44号 平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

貸付実績はなく、償還のみの事業であり、決算の概要につきましては、歳入総額121万7596円に対し、歳出総額は2897万38円となり、不足額2775万2442円は、翌年度会計より繰上充用して補填をいたしました。このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後滞納者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいります。なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

議案第45号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパシア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で20年5ヶ月

が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ 176 万 7068 人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。

平成 28 年度の入浴者数につきましては、年間 5 万 7057 人、営業日数 237 日で、1 日平均 240 人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額 1 億 1549 万 6873 円に対し、歳出総額は 1 億 1134 万 5643 円となり、歳入歳出差引額 415 万 1230 円としています。なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

議案第 46 号 平成 28 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

玉城町農業集落排水整備事業は、平成 28 年度も引続き 維持管理業務と接続率の向上に務めてまいりました。平成 28 年度決算の概要につきましては、歳入総額 7217 万 3516 円、歳出総額 7085 万 9067 円で、歳入歳出差引額 131 万 4449 円を翌年度へ繰り越す決算としております。なお詳細は、会計管理者から説明させます。

議案第 47 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

平成 28 年度は、第 6 期介護保険事業計画の中間年度で、新しい総合事業の取り入れとともに、元気づくり体操など、介護予防事業にも積極的に取り組み、地域包括ケアの一層の充実を目指し取り組んでまいりました。

今年度介護サービス事業費については、介護保険事業計画の 88%となり、前年と比較して 1.6%減の実績となりました。

歳入総額は、13 億 4278 万 7935 円で、保険料収入は、3 億 195 万 3102 円で、収納率は 98.3%となりました。

歳出総額は、12 億 4129 万 3573 円で、このうち保険給付費は 11 億 6823 万 6829 円となり、歳入歳出差し引き 1 億 149 万 4362 円としています。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第 48 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方を対象にした独立した制度で、県内の全市町が加入する広域連合が運営をおこなっています。高齢化の進展に伴い、被保険者数は初めて 2000 人を超え、予算総額ともに年々増加しています。

歳入総額は、2 億 7286 万 6881 円、保険料収入は、1 億 556 万 5301 円で、収納率は 99.6%でした。

一般会計からは、広域連合の事務費と保険給付費、保険基盤安定繰入金を合わせて、

1億6267万4992円を繰り入れました。

歳出総額は、2億6887万8333円で、歳入歳出差し引き、398万8548円を翌年度へ繰り越しました。

なお、詳細は、会計管理者から説明いたさせます。

議案第49号 平成28年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、非常に厳しい状況にあります。このような中、玉城病院は自治体病院として地域医療の中心的役割を担い「町民の健康を支え、町民皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。

また、院長を中心に医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践にも努めています。

さて、決算の概要につきましては、28年度は、入院患者数が延べ、1万8284人となり、前年度に比べ109人の減、率で0.6%の減、また、外来患者数につきましては、延べ2万6550人で前年度に比べ520人減、率で1.9%の減となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益6億5838万474円に対し、税込みの事業費用は6億5696万6355円となりました。

その結果、今年度は税抜き経常利益として、121万5385円を計上し、特別利益、特別損失それぞれ500万円を差引し、当年度純利益を121万5385円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として前年度繰越欠損金770万9890円を差し引いた649万4505円を計上いたしました。

次に資本的収支であります。収入は4152万7000円、支出は5258万1379円となり、収入が支出に不足する額1105万4379円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第50号 平成28年度 玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成28年度は給水人口の大きな増減は無く、工場用の使用水量の変動も結果的に横ばいとなり、全体の使用水量および給水収益とも27年度と同等になりました。また安定的かつ効率的な給水確保を目的に、配水管の更新および公共下水道工事に伴う配水管の布設替を実施しました。

給水状況について、給水件数は、27年度末と比較して73件増加の6042件となり、給水人口は59人減少の1万5637人となりました。

事業を支える年間の有収水量は202万9744立方メートルで、前年度と比較して53立方メートルの微増となりました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益 3 億 2532 万 6367 円に対し、事業費用は特別損失 59 万 8990 円を含む 2 億 6320 万 939 円となりました。

収支差引による当年度の純利益は、税抜きで 5353 万 1840 円となり、未処分利益剰余金変動額 4061 万 7185 円と合わせた 9414 万 9025 円を当年度未処分利益剰余金とし、うち 4061 万 7185 円を資本金に、5353 万 1840 円を減債積立金として処分しようとするものです。

資本的収支においては、収入 4056 万 680 円に対し、支出は 1 億 9618 万 7595 円となり、その主な内訳は、建設改良費が 1 億 5538 万 7010 円、企業債償還金が 4061 万 7185 円でした。

資本的収支差引による不足額 1 億 5562 万 6915 円は、繰越利益剰余金処分額、過年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税資本的収支調整額で補填しました。

また建設改良費 1465 万 8000 円を翌年度へ繰り越す決算としました。なお、詳細は上下水道課長から説明させます。

議案第 51 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期、短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益 3 億 7531 万 9534 円に対し、事業費用 3 億 7105 万 807 円となり、差引額 426 万 8272 円の当年度純利益となりました。

次に資本的収支であります。収入は 6216 万 2000 円、支出につきましては 6857 万 6681 円となり、収入が支出に不足する額 641 万 4681 円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。なお、詳細は、病院老健事務局長から説明させます。

議案第 52 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

下水道事業会計においては、平成 28 年度も国の交付金を活用した整備を継続すると共に、面整備が完了した上田辺地区、公園通り区等の供用開始を実施しました。

接続状況として、年度末の供用開始区域内人口 1 万 3053 人のうち、接続人口は 9310 人、接続率は 71.32 パーセントとなっています。

また年間の汚水処理量は、102 万 6966 立方メートルとなりました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益 3 億 7787 万 8725 円に対し、事業費用は特別損失 47 万 6530 円を含む 4 億 8919 万 9647 円となりました。

収支差引による当年度の純損失は、税抜きで1億2412万7427円となりました。
これと前年度繰越欠損金5億9178万7776円を併せた7億1591万5203円を、当年度未
処理欠損金とするものです。

資本的収支においては、収入6億1615万3303円に対し、支出は同額の6億1615万
3303円となりました。

また建設改良費1億500万円を翌年度へ繰り越す決算としました。

なお、詳細は上下水道課長から説明させます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 会計管理者 藤川 健君

○会計管理者（藤川 健） これより、一般会計並びに各特別会計の補足説明を申し上げま
す。

後日、予算決算常任委員会を開催いただき、詳細な審査をお願いすることとなってお
りますので、ここでは要点のみの説明とさせていただきます。

それでは、議案第42号 平成28年玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、補
足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に、議案第43号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
いて、補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 提案説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（10時00分 休憩）

（10時11分 再開）

○議長（中瀬 信之） 休憩前に引き続き、提案説明を続けます。

○会計管理者（藤川 健） それでは、議案第44号 平成28年度玉城町住宅新築資金等貸
付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に、議案第45号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて、補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に、議案第46号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について、補足説明を申し上げます。

（決算書朗読方々説明する）

次に、議案第 47 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第 48 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長(田村 優) 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 上下水道課長 中西 豊 君

○上下水道課長(中西 豊) 次に、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に、議案第 52 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(中瀬 信之) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

続いて、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。

監査委員 中村 功君

○監査委員(中村 功) 今議会において、一括上程されております、議案第 42 号ないし議案第 52 号までの平成 28 年度玉城町一般会計及び、各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに各企業会計の事業決算の認定につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、さる 7 月 5 日から 7 月 18 日までの間に亘り、役場内において北委員とともに行いました。

はじめに、議案第 42 号、ないし、議案第 48 号の平成 28 年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算にかかる決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、町長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産および基金の運用状況を示す書類につきまして、審査を行いました。

以降、意見書の関連ページを説明いたします。

審査意見書の 1 ページには審査の結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいており、その計数は関係諸帳簿、証憑書類等を照会いたしました結果、正確であり、予算の執行につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

また、公有財産、物品、基金につきましては、9 P から 11 P に記載していますが、その運用、管理につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

特に、土地、建物等の公有財産の管理につきましては、関係法令などに定められた公有財産台帳、管理簿をはじめ、図面等の関係書類は、整備されており、今後、財産異動台帳への記載に遺漏なきよう注意を払われたいと思います。

町政運営の羅針盤である総合計画や行財政改革プランに加え「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実行し、年度ごとの検証を実施していくことが重要であります。

4 ページをご覧ください。

一般会計の決算であります。歳入総額は、59 億 9531 万 7757 円で、前年度比較で 1.4% の減となっております。

歳出は 57 億 9886 万 6375 円で、前年度比で、1.3% の増となり、翌年度へ繰越すべき財源 2865 万 4000 円を差し引いた実質収支額は 1 億 6 千 779 万 7382 円であります。

続いて、5 P から 8 P をご覧ください。

5 P の歳入の状況について、歳入の根幹となる町税収入全体は、前年度比 96.7% となり、7 P の町民税では、対前年度比 90.7% で、中でも法人町民税は税率改正と景気の影響で、対前年度比 69.0% の 1 億 8665 万 7700 円となり、8378 万 5500 円の減収となっております。

その様な状況の中で、特に固定資産税の不納欠損処分を大きく行った結果、町税の収入未済額は、7925 万 5657 円となりました。

町財政の自主財源の根幹となる町税の収入未済額の減少と収納率の向上には、万全の対策を講じ、滞納者には、毅然とした姿勢で徴収にあたられるよう望みます。

なお、回収不能の債権については、今後も未収金の債権としての価値の有無などの法的な調査、確認を十分に行い、適切な処理を行われたいと思います。

次に、歳出の状況であります。8 P をご覧ください。

予算の執行率は 93.6% で、各科目の歳出内容については概して、経費の節減に努力し、計画的に事業が推進されております。

歳出における決算額は、57億9千886万6375円で、翌年度繰越額は、2億4193万9000円となり、前年度と比較すると、国の補助事業の関連などもあり、32.3%増加しています。繰り越しは、止むを得ないものと考えますが、会計年度内での処理が原則であり、十分留意されるよう望むものであります。

予算の執行につきましては、概ね適正に処理されていますが、とりわけ、業務の発注に際しては、法令等に則った競争入札や、長期継続契約の有効活用を図りながら、適切な会計処理を期待するものであります。

なお、不用額は、1億5475万625円で、前年度より2.8%増加していますが、なるべく不用額とならないよう予算措置を望むものであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ、6事業の特別会計についても審査いたしました。決算審査意見書の12ページから19ページにわたり、その結果を記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳簿類と照合致しました結果、いずれの会計も正確に処理にされていると認めた次第であります。

中でも、12ページの国民健康保険特別会計については、保険給付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の減少に伴い、平成29年度の国民健康保険料の引き下げにつながっており、その結果、1億9000万円を基金への積み立てを予定しています。これは、とりもなおさず健康づくり事業の努力の成果だと伺えますが、引き続き健康づくり事業に力を入れ、町民の健康保持と共に医療の抑制に努めていただくよう望むものであります。

次の16ページの山村振興事業特別会計については、開設20周年を節目に、約3ヶ月間に亘り、アスピア玉城のリニューアル工事を行いました。

「ふるさと味工房アグリ」等、関連施設との連携強化を図りながら、魅力ある施設づくりを望むものであります。

なお、これ以外の特別会計については、その詳細を15ページから19ページに記載しましたので、ご覧いただければと思います。

続きまして議案第49号 平成28年度玉城町病院事業会計決算の認定について、ないし議案第52号 平成28年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

もう一冊の「玉城町公営企業会計決算審査意見書」をご覧ください。

この4事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等に則り、運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業会計決算ならびに決算諸表は、いずれも地方公営企業法の諸規定および会計原則に準拠して作成されており、かつ、諸帳簿、書類を照合、点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的、効率的に行われ、当該年度の実績および財政状況を適正に示していると認めた次第であります。

それでは事業会計別にご報告申し上げます。

まず病院事業会計でございますが、2ページをご覧ください。

玉城病院の年間入院患者数は延べ18,284人で昨年度と比較して0.6%、109人減少しています。外来患者数は年間延べ26,550人で1.9%、520人の減少となっております。

3ページ、下段の「決算について」の損益計算、これは消費税を含みませんが、これよりも、入院収益は、3億7805万5633円で前年度比で、994万6206円、2.6%、減少しています。

また、外来収益は、1億3238万3988円となり、前年度比で56万257円、率では0.4%の増収となっております。

これらにかかる医業費用は、6億1569万8847円で、医業収支比率は92.8%となり、前年度比で2.8ポイント減少しています。医業収支は4460万1176円の損失となり、その結果、前年度より1千746万5530円、損失が増加しています。

また、病院事業全体では、当年度純利益が121万5385円となり、それに、前年度繰越欠損金770万9890円を合わせた結果、当年度未処理欠損金は649万4505円となりました。

診療報酬の改定に合わせ、入退院調整を行い、療養病床50床を最大限に利用して、近隣の急性期病院・診療所・在宅からの入院の受け入れ等、地域のニーズに合わせた運営を、院長の経営方針のもと、職員一体となって取組まれているものと評価します。

玉城病院は、慢性的な医師・看護師不足、医療機器類の更新時期の到来など多くの課題を抱えていますが、引き続き将来を見据えた経営がなされることを期待するものでありますと共に、住民から信頼の得られる地域の拠点病院としての使命を果たされるよう望むものであります。

次に、水道事業会計決算であります、9ページをご覧ください。

業務量は、給水人口15,637人で、前年度比0.4%の減少となりましたが、年間総配水量は、226万8065^mで、前年度より2.6%の増加となっております。

また、年間総有収水量は、前年度と比べ53^m増加し、202万9744^mとなり、有収率は、前年度より2.5ポイント減少の89.5%となりました。

11ページ上段の「決算について」の損益計算によりますと、給水収益などの営業収益は2億8010万4327円で前年度比で1.2%の増収となっております。これにかかる営業費用は2億3925万3788円で、営業収支比率は117.1%となり、前年度比較1.6ポイントの減少となっております。

経常利益から特別損失を差し引いた、当年度純利益は、5353万1840円で、これに、その他未処分利益剰余金変動額4061万7185円を加えた、9414万9025円が当年度未処分利益剰余金となりました。

水道事業の運営は、公営企業として、ほぼ安定的な運営がなされています。

今後、施設の老朽化に伴い多額の更新投資が必要となってくる反面、人口減少に伴い収入も減少していく見込みの中で、必要な投資を行うための財源を確保し、持続可能な

経営を行うため策定した玉城町水道事業経営戦略を基に、今後とも公営企業として健全な経営を堅持するよう求めたものであります。

次に介護老人保健施設事業会計決算でございますが、16 ページをご覧ください。

「ケアハイツ玉城」は、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援の5つの事業を実施しています。その内、施設の入所状況は、長期短期を含めた年間入所者数は、定員51人に対し、日平均49.8人の利用が有り、97.6%の利用率を保持しています。

19ページの「決算について」の内訳を見ると、5つの事業を合わせた営業収益の合計額は、3億5632万1172円、営業費用は、3億6629万2796円で、営業外利益を合わせた、当年度純利益は、426万8727円となり、その結果、前年度繰越欠損金を加えた、当年度未処理欠損金は2719万5864円となりました。

事業収益の約3分の2を占める施設運営事業の営業収支は、2360万円余の営業損失を計上していますが、他の通所、在宅4事業の収益が費用を上回り、約1360万円の利益を出し、全体の損失を改善しています。

利用者のニーズに応じたサービス提供をするために、不断に看護・介護職員は介護技術、コミュニケーション能力、問題解決能力、マネジメント能力等の取得向上に努めていただきたいと思います。併せて、転倒や誤嚥、苦情、個人情報漏洩、地域との連携など、さまざまな視点からのリスクマネジメントの強化が重要だと考えます。

次に下水道事業会計決算の、27ページをご覧ください。

「業務量について」は、平成28年度末の接続率は、区域内人口13,053人に対し、排水設備接続人口は、9,310人で、71.3%となり、前年度と比較すると2.2ポイント減少した結果となっています。

これは、供用開始区域の拡大による分母の数字が大きくなったためであり、接続率は順調に伸びており、引き続き、接続率の向上に努められたいと思います。

なお、年間総排水量は、102万6966 m^3 となりました。

28ページ下段の「決算について」の損益計算では、9673万4492円の営業収益に対し、営業費用は3億876万6393円で、営業損失は、2億8403万1901円になりました。これに営業外収支、特別損失を合せた、当年度純損失は、1億2412万7427円で、前年度繰越欠損金5億9178万7776円を合わせた当年度未処理欠損金、7億1591万5203円を翌年度へ繰り越す決算となっております。

平成28年度末には概ねの面整備が終了し、処理区内人口に対する下水道普及率は96.1%となりました。

事業運営に関して、継続的な運営のための経営戦略が策定され、これに基づき、中長期的な財源のあり方を検討するとともに、「公営企業」としての健全経営がなされるよう事業推進に努められたいと思います。

最後に、すべての公営企業会計を通して行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収には特段の努力を切望するものであります。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

只今ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

また 財政健全化法が施行されたことに伴い、一般会計並びに公営企業等の財政健全化比率につきましての審査をいたしましたので、意見書をお付けしております。

いずれの会計も問題ないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

簡単でございますが、以上で平成 28 年度決算の審査報告とさせていただきます。

どうぞよろしく お願いいたします。

○議長（中瀬 信之）以上で監査委員の報告は終わりました。

提案説明の途中ですが、ここで 10 分間休憩します。

(11 時 20 分 休憩)

(11 時 32 分 再開)

○議長（中瀬 信之）再開します。休憩前に引き続き、提案説明を続けます。

事務局長 田畑良和

○事務局長（田畑 良和）先ほど監査委員のほうから決算審査報告をしていただきました。その中で資料のほうに数字の誤りがございましたので、事務局のほうからお詫びして訂正を申し上げたいと思います。

報告第 8 号の平成 28 年度玉城町一般会計、特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書でございます。22 ページの (ア)、実質公債比率、その表の中で平成 28 年度の列の一番下でございます。実質公債比率、3 ヶ年の平均 7.7 と記載しておりますけれど、誤りで 7.9 に訂正お願いしたいと思います。そして、下の文章でございます 5 行目、「当年度の比率は 7.7% で 0.5 ポイント減少と記載しておりますが、当年度の比率は 7.7% を 7.9% に、」そして「前年度より 0.5 ポイント」と記載しておりますのを「0.3 ポイント」に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんが宜しくお願いいたします。

○議長（中瀬 信之）日程第 16 議案第 53 号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、及び、日程第 17 議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 議案第 53 号 玉城町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の条例で定める事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)」の施行による土地改良法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 中村 元紀君

○総務課長(中村 元紀) それでは、議案第 53 号 玉城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例議案のほうをご覧いただきたいと思います。今回の一部改正につきましては、別表のほうの 3 項までは今、現在、定めてございますので、4 項以降について 20 項目を追加しようとするものでございます。第 4 の覧におきましては、児童福祉法による障がい者通所者給付費、支援費をはじめ、次ページもあります保育料の徴収に関する事務に関して、特定個人番号を通しをしようというものでございます。利用します特定個人情報と致しましては、児童福祉法によります、障がい者の通所支援に関する情報、地方税に関する情報、住民票に関する情報等でございます。第 5 の覧以降第 23 の覧につきましては、同様の事務の追加を 20 項目追加するものでございます。附則においてこの条例については公布の日から施行するとしてございます。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長(中世古 憲司) それでは、議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)の施行による土地改良法の一部改正に伴い、玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。今回の改正の主な点につきましては土地改良法第 113 条の各項に土地共有者の取扱いの見直しといたしまして、同一の土地について共有者のある場合の土地改良事業の同意につきましては、従前はそれぞれの同意が必要であったものを代表者 1 人を選任し、その同意を得れば、土地改良事業が可能になったことなどの条文が追加されました。議案補足資料の条例改正新旧対照表の 1 ページ目をご覧いただきたいと思います。それによりまして条文がずれてまして、町条例第 2 条第 3 項中の「法第 113 条中の 2 第 3 項」を「法第 113 条の 3 第 2 項」に一部改正するものでございます。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 18 議案第 55 号 平成 29 年度 玉城町一般会計補正予算（第 2 号）ないし、日程第 22 議案第 59 号 平成 29 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 55 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 8800 万円を追加し、予算総額を 57 億 3270 万 5000 円とするものであります。

歳入の主なものは、町税、地方交付税、ふるさと応援寄付金、臨時財政対策債の決定及び見込み増のほか、前年度繰越金の確定に伴い補正をしています。

歳出では、各科目において、不足が見込まれる人件費の補正を行うと共に、総務費で、行政放送のハイビジョン化、地域運営組織事務所の関連経費、土木費で、河川浚渫工事請負費、公園設計業務委託料などを新規に追加しています。

そのほか、各施設の修繕料、備品購入費など必要な経費を補正しています。

なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に、議案第 56 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、国、県等の負担金及び交付金を始め、前年度繰越金の確定に伴う増額、並びに職員配置替えによる一般会計からの事務費繰入金の減額補正を行うものです。

歳出では、総務費において人件費の補正、過年度清算に伴う国、県等への返還金の計上、及び予備費を増額したものです。

歳入歳出それぞれ 6101 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 3308 万 4000 円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

議案第 57 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、アスパア玉城 木橋（太鼓橋）の維持補修工事請負費の予算を計上するもので、歳入歳出それぞれ 324 万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5911 万 2000 円とするものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

次に、議案第 58 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、地域支援事業費及び報酬改定に伴うシステム改修等に係る国、県等の補助金の増額と前年度繰越金の確定に伴う増額が主なものです。

歳出では、システム改修並びに地域支援事業費において職員配置替えに伴う人件費及び、新たな総合支援事業による訪問・通所介護サービス費の増額補正、諸支出金における国、県、支払基金交付金の精算に伴う返還金の計上を行うものです。

歳入歳出それぞれ 5523 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 3771 万円とするものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に、議案第 59 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、過年度保険料還付金、前年度繰越金の確定に伴いそれぞれ増額しています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料負担金、過年度保険料還付金を増額計上するものです。

歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7145 万 8000 円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

以上、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄） 議案第 55 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課 西野公啓君

○生活福祉課（西野 公啓） 議案第 56 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

続きまして、議案第 58 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長（中世古 憲司）議案第 57 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 23「請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」ないし日程第 26「請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願」を一括議題にします。ただちに、紹介議員 山口和宏君の趣旨説明を求めます。

2 番 山口和宏君

○2 番（山口 和宏）ただ今、議長から一括上程された請願につきまして、趣旨説明を求められましたので、請願ごとに、趣旨説明をさせていただきます。

この 4 請願は直接、教育現場に携わる学校長、教職員、児童生徒の保護者で組織されている P T A から提出されたものです。

提出者は、三重県度会郡 P T A 連絡協議会 会長 西村貴幸氏、三重県度会郡校長会 会長 早川昌行氏、三重県教職員組合度会支部 支部長 阪口文博氏 から提出されております。

まず、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」から趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものであります。

次に、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」について趣旨説明を申し上げます。

2011 年の標準法改正以降、法改正に伴う引き下げはなされておらず、国際的にみても、日本の 1 クラス当たりの児童生徒数は平均を大きく上回っています。

文科省「教員勤務実態調査」によると、小学校で 33.5%、中学校で 57.7%の教員が、厚労省が示す「過労死ライン」を超える結果となっています。教職員が児童生徒一人一

人と向き合うことのできる環境整備のため、計画的な教職員定数改善が必要です。

学級編成基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充を求めるものです。

続きまして、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」について趣旨説明を申し上げます。

厚労省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は 13.9%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言えます。

学校をプラットホームとした子どもの貧困対策においては、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取組が必要です。

2017 年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設されましたが、更なる制度改善や拡充が望まれます。貧困の連鎖を防ぎ格差を固定化させず、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を求めるものです。

最後に「防災対策の充実を求める請願」について趣旨説明を申し上げます。

当町におきましては、学校構造部耐震化、体育館天井等の落下防止、施設の冷暖房化は完了していますが、県内の公立学校のうち、569 校が避難所指定を受けているにもかかわらず、2015 年 5 月 1 日現在、避難所機能に必要な施設設備の整備が不十分であること等の課題があります。さらには、避難所となった学校において、地域と連携してどのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要です。

地震や風水害等さまざまな災害を想定した学校施設設備の整備を進めた上で、それがよりいっそう活かされるよう、学校、家庭、地域が連携した防災、減災の地域づくりが急務であることから、防災対策の充実を進めることを求めるものです。

以上が請願の趣旨です。

議員各位におかれましては、請願内容を十分にご理解いただき、ご賛同願いますようお願い申し上げます趣旨説明とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これで、本日の日程は、全部終わりました。

明日 13 日は、午前 9 時から本会議を開き、

町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(12 時 13 分 散会)